

医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

Web 追補 No.18 (平成30年1月号)

平成 30 年 1 月 15 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 平成29年12月28日 保医発1228第2号 (平成30年1月1日適用)

- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
472	◇	EGFR 遺伝子検査 (血漿)	<p>ア EGFR 遺伝子検査 (血漿) は、D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR 遺伝子変異の 2 次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある、血漿を用いてリアルタイム PCR 法で測定した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法) 又は「ロ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法以外) を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</p> <p>ウ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>エ 本検査、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査又は D006-6 免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平29. 6.30 保医発 0630 1)</p> <p>[上記はD006-2造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数(2,100点)を準用する項目として、Web追補No.13にて追加済み]</p>	<p>◇ EGFR 遺伝子検査 (血漿)</p> <p>ア EGFR 遺伝子検査 (血漿) は、D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、血漿を用いてリアルタイム PCR 法で測定した場合に算定できる。</p> <p>ウ 本検査は、肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、又は肺癌の再発や増悪により、EGFR 遺伝子変異の 2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する場合に、患者 1 人につきそれぞれの場合で 1 回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法) 又は「ロ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法以外) を行うことが困難な場合に限る。なお、本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</p> <p>エ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>オ 本検査と、肺癌の組織を検体とした D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法) 又は「ロ」EGFR 遺伝子検査 (リアルタイム PCR 法以外) を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平29. 6.30 保医発 0630 1) (平29.12.28 保医発 1228 2)</p>
516		[D023微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出の所定点数(850点)を準用する項目として追加]		<p>◇ サイトメガロウイルス核酸検出 (尿)</p> <p>ア サイトメガロウイルス核酸検出 (尿) は、D023 微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、等温核酸増幅法により測定した場合に、1 回に限り算定できる。</p> <p>ウ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、本検査と D012 感染症免</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
				疫学的検査の「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)若しくは同区分「39」グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は同区分「40」サイトメガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 (平29.12.28 保医発 1228 2)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。